

ブロック塀等撤去工事費助成制度の手引き

国立市では、地震発生時における市民の安全性の向上を図り、もって市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進するため、道路等に面するブロック塀等の撤去等工事を行う場合に、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

この手引きをご一読いただき、国立市の減災のために一人でも多くの方のご協力をいただくと幸いです。

**国立市減災対策推進アクションプランの4つの視点のうち、
「『に』…逃げやすく駆けつけやすい道づくり」
に効果がある取り組みです。**



申請に必要な様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

助成の対象

(1) 助成の対象となるブロック塀等

道路等に接し、道路等又は地表面から上端部までの垂直距離が1メートルを超えるコンクリートブロック塀、石塀、万年塀及びこれらに類する構造の塀並びに門柱

(2) 助成の対象となる撤去工事

ブロック塀等を撤去し、又は60センチメートル以下の高さにする工事

■ ただし、以下の場合は助成対象外となります

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体がブロック塀等の撤去等工事を行う場合
- (2) 国立市緑化推進条例施行規則に規定する補助金その他の公共団体等による同種の助成等を受けている場合
- (3) すでにこの要綱による助成金の交付を受けている場合
- (4) 宅地建物取引業を営む者又は国立市まちづくり条例第2条第2号の開発事業を行う者が販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う場合

助成の金額

助成の金額は、助成対象ブロック塀等の長さに1メートル当たり5,000円を乗じた額です。なお、当該助成対象ブロック塀等の撤去等工事費用の9割に相当する額と150,000円とを比較していずれか少ない方の額が上限となります。(1,000円未満の端数が生じたときは、端数切り捨て)

例1)道路に接している長さ10mのブロック塀等を撤去した場合(撤去等工事費10万円(税込))。

①長さ10m×単価5,000円=50,000円

②撤去工事費の9割相当の額=100,000円×0.9=90,000円

③150,000円

⇒ この場合、助成の金額は①の50,000円となります。

例2)道路に接している長さ40mのブロック塀等を撤去した場合(撤去等工事費35万円(税込))。

①長さ40m×単価5,000円=200,000円

②撤去工事費の9割相当の額=350,000円×0.9=315,000円

③150,000円

⇒ この場合、助成の金額は③の150,000円となります。

- ★ なお、国立市谷保、青柳、石田、矢川、及び「災害対策基本法に基づく地区防災計画を策定済みの区域（※）である北二丁目」においては、**助成の金額は、助成対象ブロック塀等の長さに1メートル当たり8,000円を乗じた額です。**なお、当該助成対象ブロック塀等の撤去等工事費用の9割に相当する額と240,000円とを比較していずれか少ない方の額が上限となります。（1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます）
- ※ 「災害対策基本法に基づく地区防災計画を策定済みの区域」とは、市内の一定の地区居住者及び事業者が策定した自発的に行う防災活動に関する計画が、市総合防災計画に規定されている地区のことを指します。

< 1 > 助成金試算表

① ブロック塀の長さ

 m

② 単価

 円

（単価は5,000円（谷保、青柳、石田、矢川、北二丁目の区域内は8,000円））

① × ② =

 円 (A)

< 2 > 上限確認表

- 対象工事費の9割（千円未満切捨） ● 150,000円（ただし、谷保、青柳、石田、矢川、北二丁目は240,000円）

 円 (B)

 円 (C)

※ (A)、(B)、(C)のうち、一番低い額が助成の金額（試算額）となります。

助成金の交付手続きの流れ

以下の(1)～(4)の手続きが必要です。

(1)交付申請	<p>市に申請 【提出書類】 ① 国立市ブロック塀等撤去工事助成金申請書(第1号様式) ② 案内図 ③ 位置図 ④ 工事見積書 ⑤ 施行前写真 ⑥ その他市長が必要と認める書類 【注意】撤去等工事の着手前かつ当該撤去等工事の契約締結前に申請してください。 <u>申請前、交付決定前に工事を始めてしまった場合、助成金の交付は受けられません。</u></p>
<市> 交付決定	<p>申請内容を確認し、第2号様式により通知 ※現地確認に伺います。</p>
(2)工事の実施	<p>交付決定通知を受け、安全面に配慮して、撤去等工事を実施してください。 【注意】交付決定を受けてから契約、着工してください。 <u>交付決定前に工事を始めてしまった場合、助成金の交付は受けられません。</u></p>
(3)工事完了届の提出	<p>【提出書類】 ① 国立市ブロック塀等撤去等工事完了届(第5号様式) ② 工事完了写真 ※ <u>ブロック塀を撤去(または切り下げ)した時点の写真</u> ③ 撤去工事費用の領収書 ④ 契約書の写し ⑤ その他市長が必要と認める書類</p>
(4)助成金の交付請求	<p>第7号様式により市に請求(完了届と同時提出も可)</p>

助成金の交付決定後、工事内容に変更があるときは

助成金の交付決定を受けた後、撤去工事内容を変更し、または中止しようとするときは、国立市ブロック塀等撤去等工事変更（中止）承認申請書（第3号様式）に変更内容を確認できる書類を添えて、あらかじめ市長に提出して申請してください。

市長は、申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、その結果を国立市ブロック塀等撤去等工事変更（中止）承認・不承認通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

(1) 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② 撤去等工事を実施しないとき又は実施しないことが明らかなきとき。
- ③ その他、この要綱の規定に違反したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該交付決定者に通知します。

(2) 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

(3) 再築の制限

助成金の交付を受けた者は、当該ブロック塀等のあった場所に、新たに道路等に接してブロック塀等を築造するときは、その高さを60センチメートル以下とするよう努めなければなりません。新たに築造するブロック塀の安全対策等については、立川市にある東京都多摩建築指導事務所までご相談ください。

(4) 調査等

市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査その他の調査を行い、又は申請者若しくは交付決定者から報告を求めることができます。

国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、道路等に面するブロック塀等の撤去等工事に係る費用の一部を助成することにより、地震発生時における市民の安全性の向上を図り、もって市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、万年塀及びこれらに類する構造の塀並びに門柱をいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条に規定する道路その他市が管理する道路及び一般の交通の用に供する通路をいう。

(助成対象者等)

第 3 条 市長は、この要綱による助成の対象となるブロック塀等（以下「助成対象ブロック塀等」という。）の所有者又は所有者から委任を受けて助成対象ブロック塀等の管理を行う者が当該助成対象ブロック塀等を撤去し、又は 60センチメートル以下の高さにする工事（以下「撤去等工事」という。）を行ったときは、予算の範囲内において、当該撤去等工事に要した費用（以下「撤去等工事費用」という。）の一部を助成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体（以下「公共団体等」という。）がブロック塀等の撤去等工事を行う場合
- (2) 次号に掲げる場合のほか、国立市緑化推進条例施行規則（昭和 62 年 12 月国立市規則第 29 号）第 10 条第 1 号に規定する補助金その他の公共団体等による同種の助成等を受けている場合
- (3) 既にこの要綱による助成金の交付を受けている場合
- (4) 宅地建物取引業を営む者又は国立市まちづくり条例（平成 28 年 3 月国立市条例第 8 号）第 2 条第 2 号の開発事業を行う者が販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う場合

(助成対象ブロック塀等)

第 4 条 助成対象ブロック塀等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすブロック塀等とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 国立市内に所在するもの
- (2) 道路等又は地表面からブロック塀等の上端部までの垂直距離が 1メートルを超えるもの
- (3) 道路等に接しているもの

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、助成対象ブロック塀等の長さにより 1メートル当たり 5,000円を乗じて得た額とし、撤去等工事費用の 9割に相当する額と 150,000円とを比較していずれか少ない方の額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める区域内において行う撤去等工事に係る助成金の額は、助成対象ブロック塀等の長さにより 1メートル当たり 8,000円を乗じて得た額とし、撤去等工事費用の 9割に相当する額と 240,000円とを比較していずれか少ない方の額を上限とする。

3 前 2 項の規定により算定した助成金の額に 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付申

請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、撤去等工事の着手前かつ当該撤去等工事の契約締結前に市長に提出して申請しなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 位置図
 - (3) 工事見積書の写し
 - (4) 施工前写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、その結果を国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(撤去等工事の内容の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る撤去等工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、国立市ブロック塀等撤去等工事変更（中止）承認申請書（第3号様式）に、変更の場合にあってはその内容を確認できる書類を添えて、あらかじめ市長に提出して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、その結果を国立市ブロック塀等撤去等工事変更（中止）承認・不承認通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知する。

(助成金の額の確定等)

第9条 交付決定者は、撤去等工事を完了したときは、第6条の規定により助成金の交付申請をした日の属する年度の末日までに、国立市ブロック塀等撤去等工事完了届（第5号様式。次項において「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了写真
- (2) 撤去等工事費用の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、完了届の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、国立市ブロック塀等撤去等工事助成金確定通知書（第6号様式）により、当該交付決定者に通知する。

(助成金の交付)

第10条 交付決定者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、国立市ブロック塀等撤去等工事助成金請求書（第7号様式）を市長に提出して、助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該請求をした者に助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 撤去等工事を実施しないとき又は実施しないことが明らかなきとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、国立市ブロック塀等撤去等工事助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該交付決定者に通知する。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(再築の制限)

第13条 第10条の規定により助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付に係る助成対象ブロック塀等のあった場所に新たに道路等に接してブロック塀等を築造するときは、その高さを60センチメートル以下とするよう努めなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査その他の調査を行い、又は申請者若しくは交付決定者から報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表

国立市谷保、青柳、石田、矢川

国立市内のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地区防災計画を策定済みの区域

付 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。